

西東京市ねたきり高齢者理・美容券交付事業 のご案内

西東京市に住所を有し、次の【対象者】の要件を満たす65歳以上の方に対し、理・美容券を交付します。

【対象者】

介護保険認定において要介護3以上の認定を受けた方で、以下の①②いずれにも該当する方が対象です。

- ① 自宅においてねたきりまたはそれに準ずる状態の方。
- ② 介護保険認定時の日常生活自立度が障害老人の日常生活自立度 B1以上※であると判定された方。

※B1以上とは屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保てる状態か、それ以上に介助を要する状態のこと。

- ◎ 他区市町村で介護保険認定を受け、その後に西東京市に転入された方は、西東京市で介護保険認定調査情報等の確認ができないため、地域包括支援センターの訪問調査が必要となります。
- ◎ 上記の要件を満たさない方は、給付を受けることができません。
ただし、地域包括支援センターの訪問調査により対象となる場合があります。
申請にあたっては裏面の問合せ先までご相談ください。

【内容】

- ◎ 理・美容師の訪問により散髪、整髪またはカット、シャンプー等を受けることができる理・美容券を年4枚まで交付します。（申請月によって交付枚数が異なります）

【費用】

- ◎ 利用者負担額は1回につき607円です。（生活保護受給者等は除く。）
※年4回、3か月毎に市から請求します。

【申請書類】

- ① 西東京市高齢者支援課サービス申請書
- ② 西東京市ねたきり高齢者理・美容券交付同意書兼申告書

【申請の流れ】

- ① 高齢者支援課の窓口（田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階）に申請書類一式を提出し申請をします。
- ② 高齢者支援課にて交付の可否を決定し、「西東京市ねたきり高齢者理・美容券交付決定通知書」等により通知します。
※介護保険認定調査情報等をもとに交付の可否を決定します。

【その他】

- ◎ 理・美容券を利用できる店舗は、市が指定をした理・美容店のみとなります。
- ◎ 介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等に入所されている方は対象となりません。
- ◎ ケアマネジャーおよび地域包括支援センターの職員による代理申請も可能です。

<問合せ>西東京市健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係

TEL: 042-420-2810 (直通)